

契約後確認調査の概要

件名：平成28年度 県単道路築造工事  
 業者名：清水口建設 株式会社  
 住所：松本市和田4705-3

項 目	内 容
1 その価格により入札した理由	現在手持ち工事もなく、今回何とか受注したいという強い意向から、自ら積算方式に基づき、積算いたしました。共通仮設費、現場管理費、一般管理費は自社の実績に基づき、実行予算を検討し、施工可能と判断したため、応礼させていただきました。
2 契約工事に関連する手持ち工事の状況	手持ち同類工事無し
3 過去10年間に施工した主な公共工事20カ所の業務名、発注者、工事成績評価点	確認様式-1 別紙

## 記載要領 各様式共通

1. 受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（契約締結後10日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならぬ。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる。（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（確認様式1～2、比較様式1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

## 確認様式1 契約後確認調査の概要

1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況等の面から記載する。
2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）
3. 手持ち工事の状況は、国、長野県及び県内市町村発注の契約対象工事と同種又は同類（建設業法の業種区分）の手持ち工事を記載する。添付資料として、当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。
4. 過去10年間に施工した主な公共工事ヶ所は、過去10年間に元請として施工した長野県発注の同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査および重点確認調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。また、各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合は、この限りでない。
5. 当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

No	発注者	工事名・工事箇所	落札率	評価点	予定価格
1	安曇野建設事務所	H18 国補流域下水道・維持管理事業合併工事 安曇野市豊科重柳1-2(2)	不明	75	不明
2	松本建設事務所	H18 国補道路改築工事 (国)147号線松本市高家バイパス(4)	75.60%	80	¥36,990,000
3	松本建設事務所	H18 国補広域基幹河川改修工事 (一)奈良井川松本島内1工区	77.17	79	¥45,600,000
4	松本建設事務所	H18 公共土木施設災害復旧工事 一級河川鎖川松本市赤坂橋下1号	81.00	75	¥30,410,000
5	松本建設事務所	H19 総合流域防災(急傾斜)工事 松本市宮渕	98.53	80	¥21,210,000
6	松本建設事務所	H20 県単街路工事 林豊田線松本市庄内	84.42	77	¥71,900,000
7	安曇野建設事務所	H20 国補交通安全事業地区一括統合工事 (国)147号線安曇野市梓橋	86.22	80	¥30,910,000
8	松本建設事務所	H21 県単都市公園工事 松本市広域公園松本市今井(11)	90.00	77	¥6,300,000
9	松本建設事務所	H22 県単道路橋梁維持(舗装修繕)工事 (一)波田北大妻豊科線松本市下島	88.27	80	¥13,730,000
10	松本建設事務所	H24. 県単道路橋梁維持(治道美化)工事 管内一円松本市新村～島立ほか	90.1	なし	¥4,750,000
11	松本建設事務所	H25. 県単道路橋梁維持(舗装修繕)工事 (主)松本塩尻線松本市神田	90.02	76	¥14,840,000
12	松本建設事務所	H26. 県単道路橋梁維持(舗装修繕)工事 (一)新田松本線 東筑摩郡山形村 消防署～三夜塚	89.99	83	¥15,390,000
13	松本建設事務所	H27. 県単道路橋梁維持(舗装修繕)工事 (一)新田松本線 東筑摩郡山形村 消防署～三夜塚	90.21	83	¥17,890,000
14	松本建設事務所	H27 防災 安全交付金(公園)工事 松本平広域公園 松本市 今井(10)	92.51	86	¥16,830,000
15					
16					
17					
18					
19					

比較表一1 積算内訳書の比較表(契約締結後10日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

積算内訳書の比較表

工事名	単位	平成 28年度 県単道路改築工事								
		入札時			工事完成時					
		予定価格 金額(a)	備考	当初入札額 金額(A)	備考	最終契約額 金額(C)	最終実績額 金額(B)	備考		
直接工事費		7,943,042		7,017,917		/				
共通仮設費		1,354,880		1,236,444		/				
純工事費		9,297,922		8,254,361		/				
現場管理費		3,119,452		2,787,497		/				
工事原価		12,417,374		11,041,858		/				
一般管理費等		2,292,626		2,058,142		/				
工事価格合計		14,710,000		13,100,000						
消費税		1,176,800		1,048,000						
工事費計		15,886,800		14,148,000						

## 各様式共通

1. 受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（契約締結後10日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（確認様式1～2、比較様式1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

## 比較表－1 積算内訳書の比較表

1. 比較表2の総括表として作成する。

比較表一2 内訳書に対する明細書の比較表(契約締結後10日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

内訳書に対する明細書の比較表

工事名	平成28年 県単道路改築工事										(b)/(a)	(b)/(a)が0.95~1.05を外れる場合その理由を記入	
	入札時					入札時							
	数量	単位	金額	数量	単価(a)	金額(A)	数量	単価(b)	金額(B)	最終実績額			
道路改良													
道路土工			1,494,110			1,363,210							
掘削工			44,540			40,460							
掘削工	170	m <sup>3</sup>	44,540	170	238	40,460							
路体盛土工			348,170			318,850							
路体(築堤)盛土	450	m <sup>3</sup>	69,750	450	141	63,450							
路体(築堤)盛土	100	m <sup>3</sup>	61,000	100	559	55,900							
埋戻工	140	m <sup>3</sup>	217,420	140	1,425	199,500							
路床盛土工			141,240			129,360							
路床盛土	220	m <sup>3</sup>	141,240	220	588	129,360							
法面成形工			270,480			246,960							
法面成形(盛土部)	420	m <sup>3</sup>	270,480	420	588	246,960							
不足土運搬工			689,680			627,580							
土砂等運搬	240	m <sup>3</sup>	357,840	240	1,358	325,920							
土砂等運搬	580	m <sup>3</sup>	180,960	580	284	164,720							
積込	820	m <sup>3</sup>	150,880	820	167	136,940							
排水構造物工			1,480,078			1,076,943							
側溝工			1,258,902			873,353							
自由勾配側溝	2	m	17,102	2	7,415	14,830							
自由勾配側溝co蓋	2	枚	3,030	2	1,384	2,768							
皿型側溝	101	m	1,217,050	101	8,275	835,775							
基面整正	60	m <sup>2</sup>	21,720	60	333	19,980							
排水管工			119,456			109,952							
排水管	16	m	119,456	16	6,872	109,952							
集水桝・マンホール工			101,720			93,638							
現場打ち集水桝	2	箇所	84,420	2	38,857	77,714							
蓋	2	枚	17,300	2	7,962	15,924							
構造物撤去工			724,662			673,677							
防護柵撤去工			59,160			54,404							
防護柵撤去(ガードレール)	58	m	59,160	58	938	54,404							
構造物取壊し工			307,351			281,560							
コンクリート構造物取壊し	33	m <sup>3</sup>	199,320	33	5,559	183,447							

工事原価	12,417,374	11,041,858							
一般管理費等	2,292,626	2,058,142							
工事価格計	14,710,000	13,100,000							
消費税	1,176,800	1,048,000							
工事費計	15,886,800	14,148,000							

各様式共通

1. 受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（契約締結後10日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しななければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう指示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（確認様式1～2、比較様式1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

比較表一 2 内訳書に対する明細書の比較表

1. 数量総括表に対応する内訳書とする。
2. 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
3. 契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しななければならないものとし発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば本社の社員を雇用する場合など本社経費等により負担する費用）についで計上するものとする。
4. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接仕事を請け負わせることを予定する下請負人をいう以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。
5. 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
6. 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。このうち、技術者及び社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
7. 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
8. 入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（上記3の定めに従って計上したものを）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
9. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割」等の名目による金額計上は行わないものとする。
10. (b)/(a)が0.95～1.05を外れる場合、具体的かつ計数的に理由を記入する。

#### 添付書類

1. 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領6により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づき賃金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
2. 上記1の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。  
（注）本様式は、積算内訳書として提出するものとする。



比較表—3 手持ち資材の比較表(主要資材)(契約締結後10日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

手持ち資材の比較表(主要資材)

工事名	平成28年 県単道路改築工事										
	入札時					工事完成時(実績)					
	規格・型式	単位	使用工種等	手持ち数量	単価	本工事での使用予定量	不足数量の手当方法	手持ち数量	単価	本工事での使用量の	不足数量の手当方法
再生砕石	RC-40	m <sup>3</sup>	路盤工	3,000	2,800	306.6	不足無し				

備考  
(市場単価を記入)